



第6章 分野別の施策・事業の取り組み

基本目標 1 多様なニーズに対応した子育て支援

(1) 親と子の心身の健やかな成長のための支援の充実

[現状と課題]

子育て中の家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに関する情報が氾濫する近年、保護者の悩みも複雑・多様化する傾向にあります。一方で、身近な相談相手がおらず、不安や負担を感じながら日々の子育てを行っている保護者も少なくありません。

そのような背景から、行政や各種団体、関係機関などが相互に連携し、地域の子育て支援体制を構築するとともに、各種制度による経済的な支援を実施する必要があります。

本市では、子育て中の親同士や親と子どもが交流できる場を提供するとともに、子育てにおいて生じる様々な悩みについて、気軽に相談できる体制を構築し、保護者の不安や負担の軽減を図っています。

[施策や事業の方向性]

- 社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・認定こども園といった特定教育・保育施設など関係機関と連携し、子育て支援体制を整備します。
- 子育てに対するストレスを解消するため、子育て支援施設やつどいの広場の充実などにより、育児不安などに関する相談体制を整備します。
- 子育て家庭に対し、児童手当の給付や子ども医療費の助成を行い、経済的支援を充実します。
- 庁舎統合により、支所機能のみとなった旧玉穂庁舎の空きスペースを利用し、子育て支援施設の開設を進めていきます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育園・認定こども園における相談機能の充実	子育て支援課	各園において子育てに関する相談を随時受け付けます。
保育園・認定こども園・学校・行政などにおける子育て支援情報の発信	子育て支援課 ほか	広報・ホームページ・子育てアプリなどを通じて情報提供を充実します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
親子教室の実施	子育て支援課	乳幼児（主に0歳～3歳）の親子を対象に、リトミック・リズム運動・親子たいそうなどの教室を実施します。
つどいの広場事業	子育て支援課	乳幼児（主に0歳～3歳）と保護者が気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場所として、つどいの広場「笑」を子育てサポーターなどの協力により開催・運営します。
親子のふれあいの場ベビラ	健康推進課	生後2か月の乳児を持つ保護者の交流の場として実施します。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て支援課	未就学児の保護者が、疾病や冠婚葬祭などで一時的に養育することが困難になった場合、乳児院において預かります。
児童手当支給事業	子育て支援課	次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援することを目的に、0歳～中学生までの子どもを養育する保護者等に、児童手当を支給します。
子ども医療費助成事業	子育て支援課	0歳～中学生までの医療費を助成します。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	保育施設や商業施設の空き店舗、庁舎統合により支所機能のみとなった旧玉穂庁舎の空きスペースなどを活用し、子育て家庭の保護者と子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、相互に交流を図るとともに、子育て等に関する相談や情報の交換ができる場を提供します。
子育てサークルに対する支援	子育て支援課	子育てサークルに多くの人に参加できるように、事業の周知に努めます。
地域子育て支援センターとの連携	子育て支援課	みかさこども園、わかば幼稚園で実施している地域子育て支援センターが円滑に運営できるように連携を図ります。



(2) 教育・保育環境の充実による仕事と家庭の両立の推進

[現状と課題]

多様化する保育ニーズに対して、本市では保育園・認定こども園の一時預かりや延長保育の実施、病児・病後児保育の広域利用制度の活用により、その対応に努めています。また、国では女性活躍を推進するにあたり、令和5年(2023年)度末までに女性の就業率80%にも対応できるよう、保育の受け皿を整備し、「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図ることとしています。本市では、児童館等を利用して、放課後に児童が過ごせる場所の確保に取り組んでいます。

さらに、放課後児童クラブや保育園・認定こども園等では対応できない保育ニーズに対して、ファミリー・サポート・センター事業など地域住民の協力のもと、地域全体で子育て支援の充実に努めています。

併せて、保育士や放課後児童支援員などの専門職の適正な職員確保と資質向上に努め、保育サービスの質の向上を推進しています。

[施策や事業の方向性]

- 通常保育の充実とともに、延長保育や認定こども園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実します。
- 保育のニーズに応じて、適切な保育施設の整備を推進するとともに、働き方改革などを通して労働環境を見直すことで、職員を適正に確保し、保育サービスの質の向上を推進します。
- 広域連携による保育ニーズへの対応やファミリー・サポート・センターなどによる地域住民の子育て支援など、連携と協力による体制づくりに努めます。
- 共働き家庭の児童の放課後の居場所として、児童館や小学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室の事業充実を図ります。
- リニア中央新幹線の開通により移転となる玉穂中央児童館を、旧玉穂庁舎内に整備していきます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育事業の充実	子育て支援課	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育施設の適切な整備及び運営体制の構築を図ります。
3歳未満児保育の定員の確保	子育て支援課	3歳未満の子どもを持つ保護者の保育ニーズに対応するため、定員枠の確保に努めます。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
延長保育事業	子育て支援課	保育時間の延長希望に対応するため、延長保育を実施します。
広域保育の実施	子育て支援課	保護者の保育先の希望に合わせ、施設の所在市町村に対し保育の委託の対応を実施します。
認定こども園の預かり保育事業	子育て支援課	認定こども園で幼稚園型の預かり保育を実施します。また、夏季や冬季の長期休業日の預かり保育を実施します。
一時預かり事業	子育て支援課	中央市に在住する満1歳から小学校就学前の教育・保育認定を受けていない児童を対象として一時預かりを実施します。
病児・病後児保育事業	子育て支援課	病児・病後児を抱える保護者の保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育施設の広域利用制度の周知を図ります。
障がい児保育の実施	子育て支援課	障がいをもつ児童の保護者の保育ニーズに対応できるように、受け入れ体制の調整を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	みらいサポート・ちゅうおうにアドバイザーを配置し、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を提供する人の相互援助活動に関する連絡調整を行います。
放課後児童健全育成事業の実施	子育て支援課	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館や小学校の余裕教室等を利用し、健全な育成を図ることを目的に放課後児童健全育成事業を実施します。
児童館の運営	子育て支援課	子どもたちが遊びやスポーツを通じて、友だちの輪を広げ、明るく健やかに育つよう、児童の育成と体力の増進を図ります。また、安全に過ごせる場所としての施設整備を推進し、老朽化した施設の改修をしていきます。
放課後子ども教室事業の充実 (新・放課後子ども総合プラン事業)	生涯教育課	放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、地域住民等の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動を実施します。 また、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施に関する方策として、小学校の余裕教室や体育館等の活用、協働活動支援員やサポーター、ボランティアの確保に努めます。



基本目標 2 豊かな健康づくりの推進

(1) 母子の健康づくりや相談体制の充実

[現状と課題]

妊婦が、安心・安全な妊娠・出産を行うためには、妊娠期間中に適切な健診を受けることがとても大切です。子ども子育て関連法では、妊婦一般健診事業を子ども・子育て支援事業計画の事業として位置づけ、妊婦健診の確実な実施を図っています。

また、核家族化が進み、育児に関する相談を行う相手がいないため、育児期の悩みを抱えてストレスや育児不安を高める母親が増えてきています。妊産婦健康診査や新生児訪問事業により、母親の心の健康状態や、家庭の様子を把握し、安心して子育てができるようサポートに努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 母子ともに健康で、安心して過ごすことができるよう、妊婦一般健康診査や乳児健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児医療の情報提供をします。
- 健診などを受診しない家庭には、受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、予防接種法に基づき、重症化を未然に防ぐため、予防接種の接種率を向上させます。
- 子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックやカウンセリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導体制を充実します。
- 子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や救命救急法の受講機会を充実します。
- 不妊に悩む家庭を支援するための助成事業を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
妊婦一般健康診査事業	健康推進課	医療機関での妊婦健診を健診費用の助成により実施するとともに、県外医療機関（里帰り出産）については、償還払いを実施します。
産婦健康診査	健康推進課	医療機関での産婦健診（産後2週間、産後1か月）の助成を1人2回実施します。
新生児聴覚検査	健康推進課	新生児聴覚検査の助成を1人1回実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
乳児一般健康診査事業	健康推進課	市の集団健康診査のほか、医療機関における乳児健康診査を公費負担で1人2回実施します。
乳幼児健康診査事業(4,7,12か月,1歳6か月,3歳児健診)	健康推進課	発育・発達の確認、悩みごとの相談、子育て仲間づくりなど月に各1回実施します。(健康診査・集団指導・個別相談)
小児の医療に関する普及・啓発	健康推進課	健診時に小児医療に関するパンフレットを配布します。
子どもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康推進課	乳幼児健診や愛育会、育児学級においてパンフレット等を配布し、事故予防の啓発に努めます。
救命救急法の啓発活動の推進	健康推進課	心肺蘇生法を学び、緊急時に対処できるようにします。
予防接種率の向上(BCG・麻しん)	健康推進課	予防接種法に基づき、集団発生を防ぐとともに重症化を未然に防ぐため、乳幼児の接種率向上を図ります。
妊産婦及び乳幼児を持つ保護者のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康推進課	乳幼児健診時にストレスチェックを行い、保護者の心の健康状態を確認し、必要に応じカウンセリング支援をします。
電話による母子健康相談の充実	健康推進課	随時、電話にて不安や悩みの相談を受け付けます。
母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	健康推進課	月に3～4回母子健康手帳の交付日を設けるとともに、妊婦からの相談を随時受け付けます。
相談窓口の強化	健康推進課	健やか相談として、玉穂健康管理センターにて月2回保健師・栄養士による相談を実施します。
子どもの発達相談事業	健康推進課	子どもの成長発達に関する悩みや育児の心配ごとなどを児童発達相談員に相談できる機会を設けます。
新生児訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	健康推進課	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子どもの成長の確認や健康状態などの相談を実施します。
赤ちゃんとのふれあい体験	健康推進課	妊婦とその家族を対象に、離乳食教室に設けられた託児事業を利用し、乳児を抱っこしたり、先輩ママからのアドバイスを受けられる、ふれあい体験を実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
愛育会による子育て支援	健康推進課	育児中の母親が社会参加、地域参加ができるよう、愛育会による子育て支援を充実します。
育児学級としての離乳食教室の実施	健康推進課	離乳食の基本を学ぶとともに母親の交流を促進します。
養育支援訪問事業	健康推進課	子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導助言等を実施します。
不妊に悩んでいる家庭への支援	健康推進課	申請時に1年以上中央市に住所を有する夫婦で、特定不妊治療及び一般不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないと医師に判断された場合、1年度あたり2回まで通算5年間、1回の治療につき治療費の2分の1(上限10万円)を助成します。





(2) 思春期保健対策の充実

[現状と課題]

子どもから大人へと成長していく過渡期である中学生は、精神的・身体的に成長・発育していく大切な時期です。それと同時に、さまざまな情報に触れることが成長の糧となることもあれば、有害な情報に触れて誤った理解をし、結果、犯罪に巻き込まれるなどの恐れが最も大きくなるのもこの時期です。

大切な成長期である中学生の時期に、適切な知識と理解を得ることができるよう、命の教育や心の教室など、体制の充実に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 中学校の教育を通して、性に対する正しい理解を促すとともに、次世代の親づくりという視点から、乳児やお母さんとふれあい、命の大切さについて学びを深めます。
- 児童やその保護者を対象に、スクールカウンセラーによる思春期の心の問題などの相談を実施します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
性についての正しい理解と命の教育の推進	健康推進課	中学生が乳児やお母さんたちとふれあうことで、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、自身も大切に思う気持ちを育むようにします。
心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実	教育総務課 (小学校・中学校)	中学校への心の相談員の配置や小中学校へのスクールカウンセラーの配置により、教育相談の充実に努めます。

**(3) 食育の推進**

〔現状と課題〕

厚生労働省が発表した国民健康・栄養調査では、子どもの頃の不規則な食事や栄養バランスの偏った食事は、肥満や過度の痩身などを引き起こす原因となり、また将来的に生活習慣病などの疾病の要因となることもあるとしています。

規則正しい食習慣は、生活習慣の規則正しさにもつながり、健康的な生活を送る上で食事は重要な役割を果たします。

食育を推進し、子どものうちに健全な食生活を確立することは、大人になってからの健全な心身や豊かな人間性を育てていく基礎となることから、市では、「栄養・食育推進計画」に基づき、家庭や地域、保育園・認定こども園、学校などと連携、協力しながら食育の啓発・推進に努めています。

食事は、必要な栄養をとるだけでなく、食事を通じたコミュニケーションの場でもあります。生活時間の多様化による、家庭内の個食なども課題と考えられます。健康づくり、食の安全、食文化の継承など様々な側面からの食育の推進が必要です。

〔施策や事業の方向性〕

- 食習慣の改善を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児をもつ保護者を対象とする離乳食指導やおやつ指導を実施します。
- 学校給食における地産地消を推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
食育の推進	健康推進課	栄養・食育推進計画により、子どもたちへの食育の推進を図るとともに、すこやか相談に栄養士を配置します。
母親学級における妊婦の栄養指導	健康推進課	母子健康手帳発行時及び母親学級時にパンフレットを配布します。また、母親学級では栄養士による講義等で妊婦への栄養指導を実施します。
乳幼児健診における食事指導	健康推進課	乳幼児健診において、栄養士より離乳食指導やおやつ指導を集団・個別で実施します。
学校給食における地産地消の推進	教育総務課	学校給食で地産地消を推進し、学校給食だよりで保護者への広報・啓発に努めます。



基本目標 3 子どもと親の教育環境の整備

(1) 生きる力を育む学校教育の推進と家庭の養育機能の向上

[現状と課題]

国では平成 30 年度に小中学校の学習指導要領を改訂しました。子どもたちに「生きる力」を育む、という目標は変わりませんが、一方で社会の変化を見据え、新たな学びへの進化を目指します。

「生きる力 学びの、その先へ」

学校で学んだことが、明日、そして未来につながるように、子どもの学びが進化します。子どもたちの学びを社会全体で応援することが重要となります。

また、近年引きこもりの増加が問題となっています。子どもたちが社会で自立して生きていけるよう、適切な教育機会の提供を図るとともに、自分の生き方にあった職業選択ができるよう、地域社会との連携による職業観の醸成に努める必要や、子どもを持つ親にも子育てに関する学習の場を提供していく必要があります。

[施策や事業の方向性]

○子どもたち一人ひとりに「生きる力」を醸成し、社会で自立できるための職場体験などの教育を家庭や地域と連携して行っていきます。

○親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭における養育機能を向上します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
職場体験学習	教育総務課 (中学校)	子どもが希望する職種や、親の職場において体験をすることにより、キャリア教育を推進します。
キッズアカデミー事業	生涯教育課	子どもたちの自主性・社会性・協調性を養う場として、体験学習やスポーツレクリエーション活動を実施します。
ペアレントトレーニング事業	健康推進課	良好な親子関係を築くためのトレーニング事業を推進します。
親教育事業 (母親学級・両親学級)	健康推進課	妊娠・出産・育児の知識の習得や母親同士の交流機会とします。また、両親が子育ての重要性を学ぶ機会とします。



(2) 子どもを取り巻く有害環境への対策と生涯スポーツの推進

[現状と課題]

近年、子どもたちにもスマートフォンやパソコン等の利用が広がり、インターネットで性や暴力表現などの有害な情報に触れる機会が増えています。

また、SNSなどのコミュニケーションツールの普及により、人と直接のコミュニケーションをとる能力が不足している傾向もあり、さらには、いじめや犯罪に巻き込まれる要因ともなっています。

多くの世代が参加できるスポーツ活動などを通して、子どもの健全育成及び社会性を身につけるための機会の提供に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

○スマートフォンやパソコンなどで、インターネット上の有害情報に子どもが触れないように、使用方法の教育やフィルタリングシステムの普及・啓発を行います。

○親子で参加できるスポーツイベントや多世代交流のできる生涯スポーツ事業を通して、子どもの健全育成や社会性の醸成に努めます。

○喫煙や飲酒、薬物乱用の防止などに関する教育を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
子どもを取り巻く有害環境への取り組み	生涯教育課	子どもの携帯電話の使用方法やインターネットのフィルタリング等の普及・啓発を推進し、青少年育成に支障をきたすような有害環境への対策について取り組みます。
子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	水泳教室（幼児）、ラジオ体操教室、スキー・スノーボード教室など生涯スポーツ事業の充実に努めます。
喫煙や飲酒、薬物乱用の防止に関する教育の実施	教育総務課 (中学校)	喫煙や飲酒、薬物乱用など有害環境から自身を守り、正しい判断ができるよう学校教育において指導していきます。



基本目標 4 支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり

(1) 要支援児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

[現状と課題]

核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないことから、出産や育児に対する親の不安や負担が大きくなっています。そのような状況下において、児童に対する虐待件数も増えており、総合的に相談できる体制の整備が必要となってきました。

また、障がいのある子どもへの対応としては、乳幼児期の疾病や発達の遅れなどを早期発見するために、相談や保健指導が重要となります。医師の診断に基づき身体や知的面での発達状況に応じた対応や、言葉の遅れなどで心配のある子ども、その保護者に対する各種相談や療育支援事業の充実を図り、早期支援に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワークの構築などを推進します。
- 支援と配慮が必要な子育て家庭が安心して子育てできるよう、手当の給付や医療費助成事業など各種支援施策を充実します。
- 心身の障がいや疑われる子どもの発達支援のため、関係機関が連携を深め、障がいの早期診断・療育を充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。
- 子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	関係機関が連携して児童虐待の早期発見と適切な支援、虐待の予防的取り組みを推進するため、組織の充実を図ります。
児童虐待防止についての周知啓発	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関や地域の組織、団体と連携して、虐待の防止や予防に向けた啓発活動を実施します。
虐待や育児不安等に関する相談体制の充実	子育て支援課	家庭児童相談室において、情報の収集や相談対応、関係機関との連携を図ります。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
障がい児の相談事業	福祉課	基幹相談支援センター「穂のか」に障害者相談支援専門員を配置し本人やその家族、支援者等からの障がいに関する相談支援を実施します。
自立支援医療費（育成・精神）支給事業	福祉課	18歳未満で肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、咀嚼機能に障がいのある児童や、心臓疾患や内臓障害などのため手術等を必要とする児童等が、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費を支給します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	福祉課	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の取得やコミュニケーションの向上など健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。
移動支援事業の充実	福祉課	屋外の移動が困難な障がい児に外出時の移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を図ります。
発達障がい児支援事業	福祉課	発達障がい支援コーディネーターを配置して早期発見・早期支援に努め、本人や家族からの相談支援の充実を図ります。
在宅サービスの充実	福祉課	補装具費給付・日常生活用具給付事業など、日常生活の便宜を図り、福祉増進を図ります。
障害児福祉手当給付事業	福祉課	在宅の重度障がい児に対し、その障がいのために生じる特別な負担の一助として手当を支給します。
特別児童扶養手当給付事業	福祉課	精神（知的）または、身体に障がいのある児童を養育している世帯に手当を支給し、福祉の増進を図ります。
心身障害児福祉手当給付事業	福祉課	特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給していない心身に障がいを有する児童に対し、手当を支給することにより福祉の向上を図ります。
重度心身障害児医療費助成事業	福祉課	重度心身障がい児の医療費を助成し、負担の軽減を図ります。
介護給付費等支給事業	福祉課	障がいのある児童の状況に応じて、自宅での入浴・食事・排泄等の介護支援や、自宅で介護する人が病気などの場合、施設での短期間の介護等の支援を提供します。
障害児通所給付費等支給事業	福祉課	障がいのある児童や療育の必要性がある児童を対象に、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、年齢に応じて児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の専門的な支援を実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
経済的に厳しい子育て世帯への食糧支援	生涯教育課	乳幼児から中学生の子どもを持つ経済的に厳しい世帯に対して、食糧支援を行う体制を整えます。
制服等リユース事業	生涯教育課	家庭で不要となった制服や体育着等を無償で提供してもらい、経済的に厳しい世帯に支給します。





(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

[現状と課題]

本市におけるひとり親家庭は増加傾向にあります。厚生労働省の調査によると、近年問題となっている子どもの貧困においては、その約5割がひとり親家庭となっており、働く母子家庭の母親の半数近くがパート・アルバイト等での雇用となっています。

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら生活することができる環境を整備するため、小中学校への入学時の負担や通院・入院時の医療費に対して適切な支援を行うことが重要です。また、ひとり親家庭が経済的に自立して生活できるよう、職業訓練などの自立支援の重要性が増してきています。本市では、各種給付事業を通して、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 児童扶養手当をはじめとした給付事業により、ひとり親家庭への経済的支援を行います。
- より多くの収入が得られ、自立して生活が送れるように、資格取得や能力開発への取り組みを各種給付等で支援していきます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
児童扶養手当給付事業	子育て支援課	18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給します。
小中学校入学支度金支給事業	子育て支援課	小中学校に入進学する児童を養育するひとり親家庭等に対し、申請に基づき支度金を支給します。
ひとり親家庭医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭の親と児童、又は父母のない児童が病気やけがで通院・入院した場合、本人が負担した費用を県と市で助成します。
ひとり親家庭の相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭に対し、母子自立支援員による相談を実施します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付利子補給事業	子育て支援課	母子・寡婦福祉資金の貸付を受けているひとり親家庭への利子補給により、資金償還の円滑化と福祉の増進を図ります。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
高等職業訓練促進給付金支給事業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に有利な資格を取得できるよう、受講中の一定期間について、給付金を支給し、生活の負担軽減を図ります。
自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を図ることを目的とし、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座等を受講した際の受講料の一部を給付金として支給します。





基本目標 5 子どもにやさしい安全なまちづくり

(1) 子どもにとって安心・安全なまちづくりの推進

[現状と課題]

警察庁交通局の統計から、日中の交通事故は、歩行中の5歳～9歳が他の年代に比べて多く発生していることが分かります。子どもの行動範囲の広がりに合わせて、交通ルールを教育していくことは、子どもの安全を守るためにとても大切なことです。交通ルールを守ることの大切さやルールを守らないとどうなるのかなど、交通安全教室や通学路の指導などを通しての普及啓発や、乳幼児の保護者に対しても、ベビーシートやチャイルドシートの使用の普及を図るなど、安全意識の向上に努める必要があります。

防犯については、保育園・認定こども園、児童館、小中学校、PTAはもとより、地域や近隣住民、行政、警察などとの連携により、防犯体制の強化に努め、安心・安全なまちづくりを推進する必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業等による交通安全の啓発を促進します。
- 防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTAを中心としたパトロール、子ども110番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。
- 子どもを安心して育てることができるよう、公園や公共施設を中心に妊産婦や子ども連れ、障がい児などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
交通安全教室の推進	危機管理課	保育園、児童館、小学校等で交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動期間中の街頭指導などを推進します。
チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進	危機管理課	乳幼児健診時や広報等で、チャイルドシートの使用について普及啓発活動を推進します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
乳児用チャイルドシート貸与事業	危機管理課	1歳未満の乳児の保護者に、乳児用チャイルドシートの貸与を行い、交通安全を推進します。
防犯体制の充実	危機管理課	防犯標語による防犯意識の醸成や広報活動、青色防犯パトロールを実施します。
通学路への照明灯設置	総務課	自治会や学校等の要望、危険箇所の点検等を踏まえて随時設置します。
防犯灯の整備	総務課	自治会の要望、危険箇所の点検等を踏まえて随時設置します。
就学前児童を対象とした通学路の指導	危機管理課	通学路についての指導を、保育園、認定こども園で実施します。
小学校における登校の通学指導	危機管理課 (小学校)	登校時の指導を2名の交通指導員により実施します。
小学校3年生を対象にした自転車教室の実施	危機管理課 (小学校)	警察署の協力により自転車教室を実施します。
小学校登校班の正副班長への登校時の安全指導	危機管理課	班長・副班長になる児童に、登校時の役割や横断歩道の渡り方、班旗の使い方等の指導を行います。
就学前児童の保護者向け交通講話の実施	危機管理課	就学前の児童の保護者向けに交通安全に関する講話を行います。
やまなし思いやりパーキング制度	福祉課	車の乗り降りや移動に配慮が必要な障がい児や妊産婦などが、公共施設や店舗等を利用する際に、障がい者用等の駐車場に車を止め、安全に施設を利用できるようにします。
公園遊具の安全確保	管財課	公園遊具の計画的な整備を進めるとともに、安全性を確保するため、定期的な点検・補修に努めます。

